

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 下桶売風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告について

令和 7 年 8 月 5 日
経 済 産 業 省
大 臣 官 房
産業保安・安全グループ

本日、電気事業法第 46 条の 8 第 1 項の規定に基づき、(仮称) 下桶売風力発電事業 環境影響評価方法書について、日本風力エネルギー株式会社に対し環境保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は、別紙のとおり。

また、併せて同条第 3 項の規定に基づき、福島県知事からの意見を勘案するよう、その写しを送付した。

1. 計画概要

住 所： 福島県いわき市川前町
原動力の種類： 風力（陸上）
出 力： 最大 40, 000 kW

2. これまでの環境影響評価に係る手続

<環境影響評価方法書>

環 境 影 響 評 価 方 法 書 受 理	令和 7 年 2 月 13 日
住 民 意 見 の 概 要 等 受 理	令和 7 年 4 月 15 日
福 島 県 知 事 意 見 受 理	令和 7 年 7 月 7 日
経 済 産 業 大 臣 勧 告 発 出	令和 7 年 8 月 5 日

問合せ先： 電力安全課 小西、中村
電話 03-3501-1742（直通）

日本風力エネルギー株式会社「(仮称) 下桶売風力発電事業 環境影響評価
方法書」に対する勧告内容

環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法について

1. 対象事業実施区域周辺では、既設風力発電所や環境影響評価法令の対象である風力発電事業が複数あることから、これらとの累積的影響が懸念される。このため、これら他事業者から必要な情報を可能な限り入手した上で、累積的影響について適切に調査、予測及び評価を行うこと。
2. 騒音及び振動について、適切な調査地点を設定し、可能な限り季節変動を考慮した上で、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
3. 水質の調査にあたっては、土砂の流出や濁水等による影響が懸念されることから、局所集中的な降雨の傾向を踏まえ、適切な調査地点を設定する等、適切に調査、予測及び評価を行うこと。
4. 動植物及び生態系の調査については、「ふくしまレッドリスト」を踏まえ適切に対象種を選定し、専門家等から助言を得ながら、調査地域内での環境特性ごとに適切な方法で行い、適切に予測及び評価を行うこと。特にコウモリ及び猛禽類については、実態を適切に把握できる調査地点、調査頻度等を設定すること。
5. 鬼ヶ城山の西峰及び東峰に近接した位置に風力発電機の設置を予定していることから、登山道における眺望点を調査地点に設定する等、適切な調査、予測及び評価を行うこと。
6. 工事の実施に伴う廃棄物については、その発生の抑制に努めるとともに、運転期間中に生じる廃棄物についても適切に調査、予測及び評価を行うこと。

(福島県知事からの意見書の写しを添付)